

平成30年7月17日

2・3年生保護者各位

岡山県立矢掛高等学校PTA会長

堀 賢 一

岡山県立矢掛高等学校長

前 川 隆 弘

PTA会費の一部減免について

先日の集中豪雨による自然災害により被災された皆様に深くお見舞い申し上げます。一日でも早く平穏な生活に戻られますよう心からお祈り申し上げます。

さて、本校PTAでは、会費の一部について減免制度を設けております。今年度、新たに減免を希望される方は、裏面をご覧ください、必要な書類を事務室まで提出していただきますようお願いいたします。

なお、昨年度減免を受けられていた方については、今年度も引き続き減免になりますので、新たな手続きは必要ありません。(1年生にご弟妹が入学された方は、申請が必要です。)

また、年度途中で、家計等の急変で減免を受ける必要が生じた場合は、随時受け付けておりますので事務室までご相談ください。

なお今回の災害により家屋に被害を受けられた場合も、被害の程度により今年度の会費が減免となる可能性がありますので、その場合も事務室にご相談ください。

P T A特別会費等の減免について

岡山県立矢掛高等学校P T A会長

下記1のいずれかに該当する場合、認定となった年度分からP T A特別会費及び冷暖房費の一部について減免となりますので、下記により申請してください。

すでにご兄弟が減免されている方についてですが、生徒1人ごとに申請が必要ですので、下のお子様につきましては新たに申請していただきますようお願いいたします。

1 減免される場合

- ア 生活保護法により保護を受けている世帯の生徒
- イ 同一世帯で主として生計を維持し、学資を負担している者の市町村民税が非課税、又は均等割のみ納付している世帯の生徒
- ウ 保護者又は里親が自動車事故で死亡又は後遺障害（1級から3級までに該当する）となり、ア・イと同程度に生活が困窮し、他に学資を負担する者がいないと認められる世帯の生徒
- エ 同一世帯で主として生計を維持し、学資を負担している者が、死亡又は精神もしくは身体の障害、災害、その他の理由で生活が困窮し、他に学資を負担する者がいないと認められる世帯の生徒
- オ その他、岡山県授業料免除基準に該当する生徒

2 減免申請手続

上記1のア～オのいずれかに該当し、減免を希望される保護者の方は、提出期限までに次の書類を提出願います。

◎全員提出

- ・「P T A特別会費及び冷暖房費減免申請書」（様式第1号）
- ・「家庭状況調書」（様式第5号）

◎いずれかを提出

- <生活保護受給者>
- ・「生活保護法に係る証明書」（様式2号）
- <生活保護受給者以外>
- ・「平成29年分所得税及び市町村民税課税額証明書」
- （高等学校等就学支援金の申請で既に提出されている方の証明書は不要です）

※減免事由によっては、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※審査は授業料の減免基準に基づきおこないます。

3 減免額

- ・ P T A特別会費 1月あたり850円×12ヶ月＝10,200円を免除
- ・ 冷暖房費 1月あたり500円×12ヶ月＝6,000円を免除

4 減免期間

減免決定の年度から卒業（退学・除籍・転学）まで対象となります。

なお、認定後に家庭状況及び収入状況の変動等により、上記1の減免認定条件から外れる場合は速やかに矢掛高校事務室まで申し出てください。

5 その他

- ・減免の取り扱いについては、個人の秘密を守り、目的が十分達せられるよう配慮します。
- ・減免の申請方法等で不明な点やご質問等がありましたら、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

6 提出期限

平成30年8月31日（金）

問い合わせ先
矢掛高校事務室 担当：山本
TEL：0866-82-0045

PTA特別会費及び冷暖房費の減免について

平成30年7月の西日本豪雨の発生に伴い、岡山県立矢掛高等学校PTA会計実施細則第3条に定められた減免について、次のとおり取り扱うこととしましたので連絡します。

内 容

矢掛高校PTAでは会費等の一部減免制度を実施しており、災害等により家計が急変した場合も、その被害の程度により一部減免となる場合があります。原則として県授業料の取り扱いに準じて運用しますが、今回の災害による被害の甚大さ、事務手続に係る保護者の負担等を考慮し、次のとおり取り扱うこととしました。

減免基準	罹災証明書に記載された被害の程度が「半壊」以上である場合は、基準を満たすものとする。
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・ 減免申請書・ 家庭状況調書・ 罹災証明書
適用期間	当該年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

(参考)

県授業料の取り扱い

[県授業料（災害による場合）]

減免基準	岡山県立学校授業料及び受講料の減免に関する規則第2条第1項第3号 ・ 風水害等で罹災の程度が次のいずれかに該当するとき ア 居住家屋が全壊・流失・焼失等により原形をとどめない、又は30%以上が損傷 イ 家財道具の50%以上が使用不能 ウ 居住家屋と家財道具を併せて、ア・イと同程度以上の損害
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・ 減免申請書・ 固定資産評価に関する市町村長の証明書・ 課税証明書・ 家庭状況調書・ その他必要と認める書類
適用期間	当該年度限り (岡山県立学校授業料及び受講料の減免に関する規則第4条)